

情 個 審 答 申 第 1 号

平成 29 年 4 月 12 日

熊本市病院事業管理者 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 高 木 絹 子

熊本市個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 29 年 1 月 17 日付け市病発第 422 号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

熊本県医師会が提供する熊本県地域医療等情報ネットワーク（以下「メディカルネットワーク」という。）の利用に伴うメディカルネットワークと、熊本市市民病院の院内電子カルテシステムへの連携用データベースサーバ（以下「連携用データベースサーバ」という。）との電子計算機結合について

2 結論

本件諮問に係る電子計算機結合（以下「本件電子計算機結合」という。）については、適当なものであることを認める。

なお、本件電子計算機結合に当たっては、次の事項を要望する。

- (1) 熊本県地域医療等情報ネットワーク連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に対し、抜き打ち検査を含めた管理体制を構築するよう要請すること。
- (2) 連絡協議会に外部委員を加えるよう要請すること。

3 理由

本件電子計算機結合とは、メディカルネットワークと連携用データベースサーバとを結合することをいう。

本件電子計算機結合が導入された場合、メディカルネットワークを利用している医療機関及び介護施設（以下「利用者」という。）と熊本市市民病院が、メディカルネットワークへの参加に同意した患者（以下「参加者」という。）の診療、調剤、介護等に必要な情報を参加者が選択した利用者間で相互に提供し合うこととなる。

これによって、参加者は、個々の病院で受けていた検査結果が共有され、必要最小限の検査でよいこととなり、利用者は、参加者が提供に同意した他の利用者が、参加者に対してどのような治療や検査を実施したか、処方した薬は何かなどを相互に確認できるようになる。よって審議会としては、本件電子計算機結合の導入は、より質の高い医療・

介護の提供に必要なものであると考える。

本件電子計算機結合は、回線に IP-VPN を利用しており、情報はすべて暗号化していることから、通信の安全性が確保されるとしている。また、熊本市市民病院の電子カルテシステムとメディカルネットワークとを直接結合するのではなく、熊本市市民病院が指定した情報のみが蓄積された連携用データベースサーバとを結合するものであること、医師・薬剤師・介護施設職員等アクセスする者の資格によって共有できる情報を制限することができることから、必要最小限の結合と言える。さらに、提供される情報は、熊本市市民病院の全ての患者の情報ではなく、参加者の熊本市市民病院が指定した情報に限られる。その上、利用者内で情報を閲覧する職員は、医師資格証・薬剤師資格証等の利用者カードとパスワードがなければメディカルネットワークにログインすることはできないことから、無資格者による閲覧を防ぐことができるとしている。よって審議会としては、個人情報の取扱いについて、現時点において妥当と思われる保護措置が講じられているものと認める。

なお、当審議会においては、患者が自らの個人情報のうち利用者に提供できる情報を選択できるようにすべきではないか、との意見があげられた。この点は患者ごとに選択できるものではないとのことであつたが、患者が第三者に提供される個人情報の範囲を知ることが、自己の個人情報の提供に同意するか否かを判断する上で必要であるため、実施機関は患者から同意を得る際に文書によって説明をすることが必要であると考えます。

それに加えて当審議会においては、利用者が不適切な使用をするのではないかとという疑問があげられた。この点について実施機関は、メディカルネットワーク側が定期的にアクセスログをチェックしており、不正なアクセスがないか監視していること、セキュリティポリシーに反する利用をした場合には罰則があることから、適切な運用が見込まれるとしている。しかし当審議会としては、更に不適切な使用を抑制し、利用者が常に慎重に使用することが期待できることから、まず1点目として、連絡協議会が抜き打ち検査を含めた管理体制を構築することが望ましいと考える。次に2点目として、何らかの不具合が発生したときに、原因究明と解決策について幅広い知見から検討できるように、連絡協議会には熊本県医師会の関係者だけでなく、外部委員を加えることが望ましいと思料する。

以上により、2点の要望を述べたうえで、本件電子計算機結合の実施については、適当であると判断する。